

公 告

下記により入札を実施するので、入札及び契約心得（地方調達）（平成 3 1 年 4 月 1 日）を熟知の上、参加されたい。

1 入 札 方 式 一般競争入札

2 入札に付する事項

件 名	規 格	数 量	納 地	納 期	摘 要
水中領域における音響通信信号の収集及び分析手法に係る検討役務	仕様書のとおり	1 件	防衛装備庁 艦艇装備研究所（目黒地区）	令和9年3月31日	

3 入 札 ① 日 時 令和 8 年 7 月 1 4 日（火） 14時00分
（ただし、郵便による入札は事前に了承を得るものとし、「書留」にて入札期日の前日までに必着するよう当方「分任支出負担行為担当官」あてに送付すること。（初度入札のみ有効。））
② 場 所 防衛装備庁艦艇装備研究所（目黒地区）入札室（庁舎 2 階）
（東京都目黒区中目黒 2－2－1）

4 参 加 資 格 ①予算決算及び会計令第 7 0 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
② 予算決算及び会計令第 7 1 条の規定に該当しない者であること。
③令和 7・8・9 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
④大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は防衛装備庁長官官房会計官から「装備品等の役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者（以下「指名停止期間中の者」という。）でないこと。
⑤前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
⑥都道府県警察から、暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

5 入 札 方 法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、各入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 1 0 0 / 1 1 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保 証 金 ① 入札保証金 免 除
② 契約保証金 免 除

7 入 札 の 無 効 4 の参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に反した入札又は入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者のした入札は無効とする。

8 契約書作成の必要の有無 有

9 契約をしようとする基本契約条項等 役務請負契約条項
談合等の不正行為に関する特約条項
暴力団排除に関する特約条項
知的財産の取扱いに関する特約条項

10 落札者が正当な理由なく契約を結ばない場合には、落札金額の100分の5以上の金額を違約金として徴収する。

11 その他

① 電子入札・開札システムの利用

本件は、政府電子調達（GEPS）を利用する案件である。なお、電子入札・開札システムの障害により、入札取りやめ、本公告が変更となる場合がある。

《電子入札による入札書受領期間》

公告日から令和8年7月13日（月）17時00分まで（行政機関の休日を除く）。また、電子入札・開札システムにより難い者は、担当官の承諾を受けて、紙入札方式に代えるものとする。この場合、令和8年7月9日（木）17時00分までに下記問い合わせ先に「紙入札方式参加承諾願」を提出すること。

② 端数処理

入札書に記載された金額の110/100に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって、申し込みがあったものとする。

③

原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は防衛装備庁長官官房会計官が認めた場合には、この限りではない。

④ 提出資料

（1）防衛省競争参加資格の資格審査結果通知書の写しを入札日の前日までに提出するものとする。

（2）指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせる場合は、下請負確認申請書を入札日の2日前までに提出するものとする。

（3）委任状については、入札日までに提出するものとする。

⑤

指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせる者と、指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせない者との入札になる場合には、指名停止期間中の者にこの契約の一部を請け負わせる者の入札は認めない。

⑥

契約締結後、指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせることとなった場合は、この契約の全部又は一部を解除することがある。

⑦

契約後、指名停止期間中の者に下請負をさせる場合は、「入札及び契約心得（地方調達）」に定める下請負承認を得るものとし、変更契約を行い特定費目の代金の確定に関する特約条項を付するものとする。

なお、特定費目の代金の確定にあたっては、下請負者が履行に要した製造原価等が確認できる書類を提出するものとする。

⑧

入札及び契約心得（地方調達）10.6に該当する場合は、「資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項」を別途適用する。

落札者が中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、別に定める「中小企業者に関する質問及び回答」を提出し、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特殊条項」を別途適用する。

⑨ 本書記載事項については総務課調達係に照会のこと

〒153-8630

住所 東京都目黒区中目黒2-2-1

TEL 03-5721-7005（内線7061）

防衛装備庁仕様書

1 / 4

品 件 名	水中領域における音響通信信号の収集及び分析手法に係る検討役務	仕様書番号	SE-08-1-B-0014
		作成年月日	令和8年6月4日
		作成部課名	海洋戦技術研究部 ソナー研究室

1 総則

1. 1 適用範囲

この仕様書は、水中領域における音響通信信号の収集及び分析手法に係る検討役務（以下「本役務」という。）について規定する。

1. 2 用語の定義

この仕様書で用いる主な用語の定義は、NDS Y 0011-現象及びNDS Y 0012-機器によるほか、表1のとおりとする。

表1 用語及び定義

番号	用語	定義
1	SIGINT	Signals intelligenceの略。電磁波信号から情報を収集及び分析する安全保障上の活動の総称。
2	UUV	Uncrewed Underwater Vehicleの略。水中無人機。

1. 3 引用文書等

1. 3. 1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部を成すものであり、特に版を指定するもののほかは入札書又は見積書提出時における最新版とする。

1. 3. 1. 1 法令等

- (1) 研究委託契約並びに研究委託性のある請負契約及び試作契約に係る知的財産権の取扱いに関する訓令（昭和48年防衛庁訓令第49号）
- (2) 研究委託性のある請負契約等における知的財産の取扱いについて（装技振第7243号。31.3.29）

2 役務に関する要求

2. 1 概要

本役務は、水中領域における音響通信信号の収集及び分析手法に係る検討を行うものである。我が国をはじめとして世界中でUUVの研究開発が活発化しており、将来水中領域においては多くのUUVが活動す

ることが予想される。UUVはその管制や情報伝達のため水中音響通信を使用することが多いことから、これらのUUV同士やUUVと艦艇等の水中音響通信の情報を収集し分析することは、我々の作戦に優位に働くことが容易に予想される。本役務は、このようなUUVをはじめとする敵アセット間の水中音響通信信号の活用及び分析手法を検討するもので、電磁波領域における電磁波信号に対する活動、つまりSIGINTの内容について整理し、これらに類似した活動が水中音響通信信号に対して可能かを検討するものである。

2. 2 役務内容

本役務の実施にあたり、電磁波と音波のそれぞれの速度、到達距離、減衰といった物理的性質の違いを考慮した上で実施するものとする。

2. 2. 1 SIGINTの整理

一般的に行われているSIGINTについて公知文献等を調査し、官と調整の上4つ程度の目的に分類し、分類ごとに、発信源、収集及び分析の対象である電磁波信号の特徴（周波数、パルス長、変調方式等）、秘匿方法、信号収集方法、信号分析方法、発信源位置の特定方法、信号を収集及び分析することによって得られる運用上の効果等を整理する。

また、収集及び分析の対象である電磁波信号について、電磁波発信源を中心とした受信可能な範囲、特徴（周波数、パルス長、変調方式等）及び秘匿方法等をふまえ、収集に必要な器材及び収集した信号を分析する器材に求められるスペックを整理すること。

2. 2. 2 水中音響通信の整理及びその収集・分析を行う効果の検討

各国の代表的な水中音響通信について公知文献等を調査し、官と調整の上4つ程度の目的に分類し、分類ごとに、発信源、収集及び分析の対象となり得る水中音響通信信号の特徴（周波数、パルス長、変調方式等）及び想定される秘匿方法等を整理し、信号を収集及び分析することによって得られるであろう運用上の効果等を考察する。

2. 2. 3 水中音響通信への適用可能性の検討

2. 2. 1項で整理したSIGINTの手法について、2. 2. 2項で整理した収集及び分析の対象となり得る水中音響通信信号に対する応用可能性を検討する。

その際、発信源を中心とした受信可能な範囲、特徴（周波数、パルス長、変調方式等）及び想定される秘匿方法等をふまえ、運用上の効果を最大化するために、信号を収集及び分析するために有効と考えられる手法、発信源位置の特定に有効と考えられる手法、収集に必要な器材及び収集した信号を分析する器材に求められるスペックを整理すること。さらに、現時点で実現可能と考えられる収集に必要な器材及び収集した信号を分析する器材のスペックとのギャップについて検討し、能力向上が必要な箇所を特定し技術開発が必要な技術的課題及び解決の規模について考察する。

SIGINTの手法の応用可能性に関する検討の結果については、SIGINT及び水中音響通信の装備品又は民生品の設計に従事した有識者（契約相手方を含む）それぞれ1名以上へのヒアリングを実施し妥当性について確認すること。

2. 3 実施計画

契約相手方は、契約後速やかに官と調整の上、作業要領、実施体制、実施スケジュール、報告書の構成等について記述した実施計画書を作成し、官に提出するものとする。

2. 4 進捗報告

契約相手方は、2. 2 項の進捗状況及び検討結果について、中間報告及び最終報告（各 1 回）を実施する。

2. 5 検討結果報告書の作成

契約相手方は、中間報告及び最終報告の内容を踏まえた上、検討結果報告書を作成する。

2. 6 本役務の実施体制

契約相手方は、本役務の実施にあたり次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官と協議するものとする。

3 検査

2. 2 項について、検討結果報告書により実施する。

4 その他の指示

4. 1 提出書類

提出書類は表 2 のとおりとする。提出は、電子データ（メール添付等）とする。電子データ（メール添付等）については、電子データ一式（W o r d、P D F、写真等）を z i p ファイルにまとめ、電子メール等にて提出することを基本とする。容量の都合により、ひとつのファイルでまとめられない場合は、分割して作成し、提出しても良い。分割する際は、順番や内容が判別できるようなファイル名を付すこと。

表 2 提出書類

番号	名称	数量	提出時期	提出場所	備考
1	実施計画書	1 部	契約後速やかに	防衛装備庁艦艇装備	
2	検討結果報告書	1 部	検査実施前	研究所（目黒地区）	

4. 2 官側の支援

契約相手方は、本役務を実施するにあたり、官の保有する施設、設備及び文書等を使用する必要がある場合は、あらかじめ官と十分調整の上、官の規則を遵守し、無償で支援を受けることができるものとする。

4. 3 知的財産の取扱い

契約条項の規定に基づき、知的財産を取扱うものとする。

4. 4 その他

この仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに官と協議するものとする。

公 告	番 号	公告第41号		
	年 月 日	令和8年6月10日		
入札書 令和 年 月 日 分任支出負担行為担当官 防衛装備庁艦艇装備研究所 総務課長 北村 優子 殿 住 所 会 社 名 代 表 者 名 担 当 者 名 連 絡 先 貴庁「入札及び契約心得(地方調達)」及び基本契約条項 等を承諾のうえ下記のとおり入札します。				
金 額 ¥.一		納 地	防衛装備庁 艦艇装備研究所(目黒地区)	
		履行期限	令和9年3月31日	
		業者コード		
品 件 名	規 格	数量・単位	単 価	金 額
水中領域における音響通信信号の 収集及び分析手法に係る検討役 務		1 件		
計				

(注) 単価及び金額欄には、見積った契約金額の100／110に相当する金額を記入すること。

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
防衛装備庁艦艇装備研究所
総務課長 北村 優子 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名

担 当 者 名

連 絡 先

紙入札方式参加承諾願

下記の入札に係り、政府電子調達(GEPS)利用せず、紙入札書による入札を実施することについて、承諾を頂きたく本書を提出いたします。

1 件名、公告番号、公告年月日

水中領域における音響通信信号の収集及び分析手法に係る検討役務

公告第41号

令和8年6月10日

2 入札日時

日 時 令和8年7月14日(火) 14時00分

3 政府電子調達(GEPS)を利用しない理由

4 今後の導入予定について

郵便による入札について

1 郵便による入札方法

一般書留郵便・簡易書留郵便又は配達証明のいずれかの方法により入札日の前日(前日が「行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第九十一号)第一条第一項各号に掲げる日(以下「行政機関の休日」という)の場合には、その直近の休日でない日)までに必着のこと。

また、宛先は「防衛装備庁 艦艇装備研究所 分任支出負担行為担当官」とすること。

2 郵送する書類等

① 入札書

3 封筒について

① 前項①を入れる封筒(以下「内封筒」という。)については、長3(縦235mm×横120mm)程度とし、表面に公告番号、件名及び「入札書在中」と明記のうえ、必ず封印すること。

② 封印した内封筒を外封筒に入れ、外封筒にも「入札書在中」と記載のうえ送付すること。

4 入札の回数

初度入札のみを有効とし、再入札等は辞退したものとして取り扱う。

5 入札の無効

郵便入札の執行については、公告7項に規定されているもののほか、期日までに到着しなかった場合は無効とする。

6 その他

① 郵送による入札を希望する場合は、事前に官の了承を得るものとする。

② 郵送先は次のとおりとする。

〒153-8630

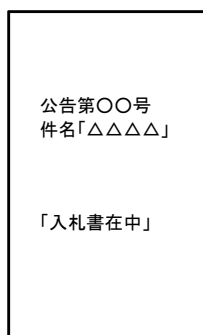
東京都目黒区中目黒2-2-1

防衛装備庁艦艇装備研究所 分任支出負担行為担当官 宛

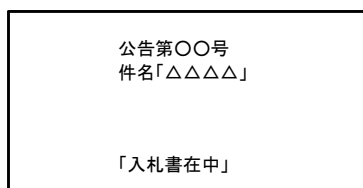
「入札書在中」

《参考》 ※ あくまでも例なので、縦横等は随意

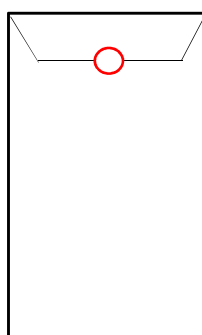
内封筒(表)
長3程度



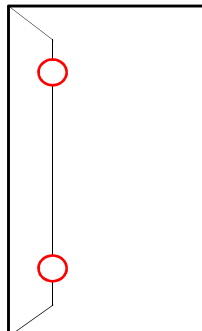
又は



内封筒(裏)



又は



外封筒
(内封筒が入るサイズ)

